

○音更町ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、音更町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、音更町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、町のホームページのうち町長が指定する位置とする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、1枠月額3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載期間内に町のホームページを閉鎖した場合の広告掲載料は、その閉鎖時間が1月のうち3時間以上を超える場合に限り、別表に定めるところにより算定するものとし、1円未満の金額が生じる場合は、これを切り捨てる。

(広告の掲載期間等)

第4条 広告の掲載期間は、1月単位とし、同一年度中は継続して掲載することができる。ただし、町長は、必要があると認めるときは、前段の規定にかかわらず、特別の掲載期間（以下「特別期間」という。）を設定できるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、特別期間の広告掲載料については、特別期間ごとに別に定めるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 画面表示は、縦90ピクセル、横300ピクセルであること。

(2) データ量は、50キロバイト以内とする。

(3) データの保存形式は、GIF形式とする。

(4) 制限Java及びJavaScriptを使用したもの並びに高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのもの、その他閲覧者に誤解を与えるおそれがあるものは掲載できないものとする。

(広告の申込期限)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、要綱第7条の規定により広告掲載を希望する月の前月20日（この日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）までに町長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定通知等)

第7条 町長は、要綱第8条の規定により広告掲載の選定及び審査を行い、掲載を決定したときは、音更町ホームページ広告掲載決定通知書（別記第1号様式）により申込者に通知するものとし、掲載しないことを決定したときは、その旨を申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに掲載期間に係る広告掲載料を原則一括して納付しなければならない。

(広告原稿の提出等)

第9条 広告原稿は、町長が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

2 広告掲載を開始する日は、前項に規定する広告原稿が提出された日の属する月の翌月の初日

（この日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。ただし、提出された広告原稿データの修正を要する等、広告掲載までの間に一定の期間を要する場合は、この限りでない。

(広告掲載内容の変更請求)

第10条 町長は、広告の内容、デザイン、遷移先のホームページの内容等が法令、要綱等に抵触している、又は抵触のおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、広告の掲載を取下げしようとするときは、音更町ホームページ広告掲載取下げ申出書（別記第2号様式）により町長に申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 第10条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 町長が広告主又は広告内容が不相当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、音更町ホームページ広告掲載取消決定通知書（別記第3号様式）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第13条 町長は、広告主が広告掲載料を納付した後に、前条の規定により広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、広告を掲載しなかった期間に係る広告掲載料に相当する額とする。ただし、その期間1月未満の期間であるときは、還付しないものとする。

3 広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、音更町ホームページ広告掲載料還付請求書（別記第4号様式）により町長に請求するものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月7日から施行する。

別表（第3条関係）

閉鎖した時間	掲載料
3時間以上24時間以内	3,000円－(3,000円÷その月の暦日数)
24時間を超えたとき	3,000円－(3,000円×(閉鎖した日数)÷その月の暦日数)

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、施行前の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、施行後の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

音更町ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

音更町長 印

年 月 日付けで申込みのありました音更町ホームページへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
	掲載しない理由
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで( か月間)
掲載料	円( 円× か月) 広告掲載料は、年 月 日までに同封の納入通知書により納付してください。
広告原稿の提出	広告原稿は、年 月 日までに提出してください。

別記第2号様式(第11条関係)

音更町ホームページ広告掲載取下げ申出書

<p>年 月 日 音更町長 宛て</p> <p>申込者 住所又は所在地</p> <p>名 称</p> <p>代表者氏名</p> <p>(署名又は記名・押印)</p> <p>音更町ホームページへの広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。</p>		
取り下げ年月日	年 月 日 (既に広告の掲載をしている場合に記入)	
理由		
申込者連絡先  (名刺の添付でも可)	担当部署・氏名	
	電話番号	( )
	電子メールアドレス	

別記第3号様式(第12条関係)

音更町ホームページ広告掲載取消決定通知書

年 月 日

様

音更町長 印

音更町ホームページへの広告掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。

取消理由	
取消年月日	年 月 日
還付額	<input type="checkbox"/> 還付無し <input type="checkbox"/> 還付有り 円 ( 円× か月)

参考 還付がある場合は、音更町ホームページ広告掲載料還付請求書(第4号様式)を提出してください。

別記第4号様式(第13条関係)

音更町ホームページ広告掲載還付請求書

音更町長 宛て		年 月 日
請求者 住所又は所在地		
名 称		
代表者氏名		印
次のとおり掲載料の還付額を請求いたします。		
取消日	年 月 日 (音更町ホームページ広告掲載取消決定書の通知日を記入)	
還付額	円  (音更町ホームページ広告掲載取消決定通知書の還付額を記入)	
還付請求期間	年 月 日から 年 月 日まで(計 か月)	
振込先口座	金融機関名	銀行・信用金庫・農協
	支店名	支店・本店 支所・本所
	預金区分	普通・当座
	口座番号	.....
	(カタカナ) 口座名義人	
請求者連絡先	担当部署・氏名	
	電話番号	( )
	電子メールアドレス	